

## 夫婦別姓 一七〇〇字

今御指摘の、旧姓を使用できない、現在そういう状態でございますけれども、そういうことで女性の社会生活上いろいろな不便、不利益があるということでございます。そういうようないろいろな話を伺っておりますので、そういう当面の不便、不利益を少しでも軽減したい、その方法はあるかどうかということでもっているのと考えてみると、こう思っているところでございます。

理解をしていただいていると思っておりますので質問申し上げます。ということなんですけれども、今おっしゃったように、確かに社会生活上の不利益を、当面不便を何とかするためにという考え方でして旧姓使用ということをおっしゃっているということなんです。その選択的夫婦別姓を望んでいる理由としては、そのほかに、氏名は人格権であるということ、あるいは生まれたときからずっと自分を使い続けてきた体と同じ、一部であるような姓を奪われるということはアイデンティティーの尊重の面からも問題があるとか、どちらでも選べると言いながら女性が九八%改姓をしているとか、いろいろな理由がございします。

そうすると、この旧姓使用ということだと、ほんの一部になってしまうのではないかとということがあるわけですね、その点についてはいかがですか。

これはいろいろ考え方があるんですね。例えば、今、委員が

おっしゃいました、結婚して本来の姓が奪われると。しかし、愛する夫の姓を名乗りたいという女性もいないではないんじゃないでしょうか、結構おられるんじゃないかなと、こんなふうにも思います。その逆もあるかも知れませんが。

ですから、その辺は、これから世論調査もございしますし、集約した形でもってその結果を見て判断するという方法もあるんじゃないかと、そんな先にやるわけじゃない、ことしじゅうにやろうと、こういうふうに通ってやるわけです。

今おっしゃった、愛する夫あるいは妻の姓を選びたい、それを妨げるわけじゃないわけですね。そうではなくて、変えたくない、もともとの姓を名乗りたいという人の自由を認めるかどうか。選択肢が豊かなのが豊かな社会だと思いますので、私は、やはり選択肢であって、選びたくない人にしろと言っているのではなくて、選びたい人を選べるようにしようということだということなので、ちょっと先ほどの御発言は違うのかなと思います。

それで、もう一つ具体的に申し上げますと、私自身が今通称使用でございます。通称使用だとやはり不便な点、あるいはかえって混乱を来す点がたくさんあるわけです。混乱なく旧姓を使えるようにするためには、戸籍に書き込むことが必要になってくると思います。そうでないと、戸籍名と旧姓の関係をどうするのか、旧姓に戸籍名と全く同じ効力を持たせない限り戸籍名との照合が必要になります。そうすると、一人が二つの姓を持つことになる、これが一点目です。

それから、二点目は、旧姓が使用できる範囲をどうするか。現在

の通称としての旧姓ですと、住民票、パスポート、免許証、納税などには使えません。それで、住民票と連動しますので印鑑証明にも使えないので、一定額以上の買い物はできません。私の場合、例えば車を買おうと思っても、それが一定の額を超えると買えないということになります。それから、会社の代表取締役になることですか抵当権の設定などできないわけです。

そういう意味で、すべての面で使えないと社会生活上の不利益をなくすということにもなりませんし、使える場合、そうでない場合を設けるとかえって混乱する、戸籍名ともし同じように使える通称であれば別姓にするのとどうい違いがあるのかと、そういうことがございますが、いかがでしょうか。

(注) と は便宜的に発言者の区別を示したもので、反訳の必要はありません。